

令和3年度第1回監査結果報告書

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査の対象部局

(1) 上下水道部

上下水道総務課、水道サービス課、浄水課、下水道推進課

3 監査の実施時期

令和3年4月2日～令和3年7月7日

4 監査の対象期間

令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

ただし、必要に応じてそれ以外の年度も含む。

5 監査の着眼点

監査対象部局等における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等の定めるところに従い適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを監査の主眼とした。

6 監査の実施内容

貝塚市監査基準に準拠し、事前に提出された資料に基づき関係職員から説明を受け、質疑応答形式により監査を実施した。

7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていたが、指摘する事項については次のとおりである。指摘事項については、その内容を十分検討し、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努められたい。

(1) 上下水道部

① 上下水道総務課

財政・経理・契約関係事務、上下水道事業関係条例、規程及びたな卸関係事務について主に実施。

ア. 貝塚市安全衛生委員会規則第6条第1項に基づく水道安全衛生委員会は、同規則第4条第3項を準用し、原則として、毎月1回会議を開催するものとする定められているが、開催されていない。

イ. 水道料金システム改修業務委託の変更契約の起案書において、決裁権者である部長の決裁がなされていない。

② 水道サービス課

料金関係事務、メーター使用管理事務及び配水管網の維持管理や漏水防止調査に関する事務について主に実施。

ア. 水道事業給水条例施行規程第26条第1項において、条例別表に規定する用途別の認定基準として「(5) 家事用とは、家庭における日常生活の用に使用するもののうち、共用栓にて使用するものをいう。」とあるが、現在の条例別表第1の用途別に家事用はない。また、第34条に「条例第37条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによる。」とあるが、条例第38条第2項が正しい。

③ 浄水課

取水・浄水・送配水関係業務及び施設・設備の更新、維持管理業務について主に実施。

指摘事項は、特になし。

④ 下水道推進課

企業会計においては、公共下水道施設の維持管理業務、下水道建設事業に関する事務について主に実施。一般会計においては、所管する事務事業全般について実施。

ア. 海岸部の水門点検整備報告業務の委託契約において、市への提出が必要と記載されている現場代理人の保険証の写しと点検整備計画書が提出されていない。

なお、意見として次の事項について努められることを望むものである。

ア. 契約締結の際に担当各課が契約書への記載内容について不備がないか等の確認を正確に行えるように、契約書の雛形や契約書チェックマニュアルを市として作成することを検討されたい。

イ. 水道の老朽管の更新については、「かいづか水道ビジョン 2019」に基づき、年間約 2 km 前後の更新を実施しているが、昨年度は国道 26 号線の整備時期の昭和 45 年度に布設された約 15.3 km の管路が経過年数 50 年を迎え、将来的には二色埋立時等に布設した管路の老朽化も控えている。毎年の老朽化管路の増加ペースとの均衡を鑑み、より一層の更新に努められたい。

ウ. 水道事業について、今後は営業収支の悪化が予想されているが、一方で過去に蓄積した多額の資金が残されている状態である。水道事業あるいは市全体の財政に寄与するような形で有効に活用されたい。